

令和元年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和元年 9月11日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	吉岡 清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局理事 富永 正彦

職務のため出席した者

住民福祉部長 中嶋 敏純

（こども政策課）

課長 村田 ゆかり

課長補佐 北野 靖之

主任 堤 圭一郎

本日の委員会に付した案件

所管事務調査

- ・幼保無償化について

開 会 9時30分

散 会 10時37分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。本日は所管事務調査で、10月から行われる幼保無償化の件についてを議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

皆様おはようございます。来月10月1日から幼児教育・保育の無償化がいよいよスタートいたします。無償化の対象となる人が誰なのか、あるいは無償化の対象となる施設がどこなのか、申請が必要であるのかどうか御説明をしていきたいと思っております。資料はA3が2枚、カラーの両面とカラーの片面になります。それではカラー両面の内側の部分を御覧ください。幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用についてです。①の新制度に移行した幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、いわゆる1号認定子どもが無償化の対象です。町内で言いますと、あやめ幼稚園、上長与こども園に通っている1号認定子どもになります。「満3歳から5歳児までのお子さんを対象に基本的な保育料は無償となります」とありますが、1号認定子どもについては無償化の対象年齢が3歳児クラスからではなく、満3歳のお誕生日からが対象となります。役場から個人へ通知をしております保育料が無償となってまいります。2つ目の赤丸のとおり実費負担はこれまでどおり保護者の負担となります。次に、赤丸3つ目の保育料の無償化に加えて、低所得世帯、年収360万円未満相当世帯については、副食費についても免除規定が設けられました。第3子以降の子どもについても保育料自体が既に無償化となっていたことから、副食費についても免除の対象となっています。次に、預かり保育利用料です。共働き世帯など保育認定を受けた方は、預かり保育利用料についても月額1万1,300円、1日当たり450円を上限に無償化の対象となります。ただし対象年齢につきましては保育料は満3歳の誕生日からですが、預かり保育につきましては3歳児クラスから、つまり3歳の誕生日の翌年度からが対象となります。ただし非課税世帯については、保育料同様満3歳児が無償化の対象となります。次に、②の新制度に移行していない幼稚園、町内でいえばフレンド幼稚園になります。①同様、対象年齢は満3歳の誕生日から無償化の上限額が2万5,700円と定めてあります。新制度に移行していない幼稚園は保育料を各園で定めていますので、園によって保育料が異なるため上限額が定めてあります。また新制度に移行していない幼稚園については、入園料も入園初年度に限って月額に換算して無償化の対象となります。保育料が2万5,700円以内の園であれば保育料は無償となり、入園料についても月額換算した額が上限2万5,700円の範囲内において無償化の対象となります。保育料を2万5,700円以上に設定してある園は2万5,700円を超えた部分は保護者負担となり、当然入園料も全額保護者負担となります。給食費などの実費負担も①同様、無償化の対象外で保護者負担です。預かり保育利用料については①と同様の内容となっています。次に、③の保育所認定こども

園（保育所部分の利用）、地域型保育の利用について。町内でいえば認可保育所の9園、高田保育所ですとか、あじさい保育園とか、認可保育所の9園と上長与こども園になります。地域型保育園につきましては、町内には今のところございません。無償化の対象は3歳児から5歳児クラスで延長保育料は無償化の対象外となっています。赤丸2つ目の0歳児から2歳児クラスまでのお子さんは住民税非課税世帯のみが無償となります。赤丸③、お子さんが2人以上の世帯は、これまで通り第2子が半額、第3子以降は無償です。①の新制度に移行した幼稚園、認定こども園についても同様、第2子半額、第3子以降は無償となっています。実費負担についても①同様保護者負担です。副食費の免除規定についても①と同様となっております。次に、無償化に伴う申請が必要かどうか右側に記載をしております。赤枠で囲んでおります「無償化に伴う申請は必要ありません。」と書かれている部分が子どものための教育保育給付に該当する部分で、既に1号から3号認定を受けているために、改めて申請をする必要はありません。青色で囲んでいる「無償化に伴う申請が必要です。」と書かれている部分が新設をされました。子育てのための施設等利用給付で保育認定を受けるための申請が必要です。今現在通っている園を通して申請をすることとなっております。現在、園の方より申請書が届き始めているような状況となっております。裏面を御覧ください。左側のその他の保育サービスについてですが、先程の①、②、③以外の保育施設を利用している子どもについて、例えば一時預かり保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター、それから認可外保育所についても保育認定を受けている3歳児から5歳児クラスまでが月額上限3万7,000円、ゼロ歳児から2歳児クラスが非課税世帯を対象として、月額上限4万2,000円まで利用料が無償化の対象となっています。その他の保育サービス、いわゆる認可外保育施設等の利用も新設をされました子育てのための施設等利用給付の対象で、保育認定を受けるための申請が必要です。保護者が直接役場に申請していただくこととなります。ここには記載がありませんが、無償化の対象となる認可外保育所については県等から認可を受けていない保育を目的とする施設で、県に設置届を提出しており、かつ認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが要件となっておりますが、基準につきましては5年間の経過措置が設けられており、質の安全を確保するために国は県に対し、年1回の立ち入り検査を行うよう求められているような状況でございます。町内では現在のところ企業主導型保育園である「もりのほいくえん」が認可外保育施設の対象施設となっております。ただし、企業指導型保育園につきましては、従業員枠で入所している子どもと地域枠で入所している子どもがおりまして、地域枠で入所している子どもについてのみ保育認定を町が行いますが、無償化の手続きにつきましては、運営補助金を助成をしております公益財団法人児童育成協会に対して、園が手続きをすることとなっています。下の段の障害児の発達支援については、子ども子育て支援法の括りではなく、児童福祉法施行規則並びに障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部改正により、今回無償化の対象となっております。無償化の要件は3歳児から5歳児の年齢

要件のみで、児童発達支援等に通っている子どもは利用料が無償となります。無料となるサービスは以下のとおりです。年齢要件だけですので、無償化のための申請は必要ありません。保育園等との併用が可能で保育園と児童発達支援の両方が無償化の対象となっています。以上が、幼児教育、保育の無償化に対する対象者及び手続きの有無等です。

もう1枚のカラー片面の資料を御覧ください。こちらに具体的なフロー図を示しております。左上の「お子さんの平成31年4月1日現在の年齢は？」というところからスタートしまして、辿っていきますと無償化の対象となるかどうか、申請が必要かどうかを示されてまいります。各家庭に当てはめていただくと分かってくるような状況だと思います。この2枚の資料は8月下旬にす全ての未就学家庭に郵送しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（中村美穂委員）

以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

一番初めに説明にあった①、②がありますよね。移行した幼稚園、認定こども園、2番目が移行してない幼稚園ということで、これは自分たちの方から申請をしますよと、そういうことになったのか。あるいは法的に見てこの園は該当しないとか。どちらかによって移行する分とか、しない分というのは出てきてるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

新制度に移行した園になるのか、今までどおりの私立の幼稚園でいくのかってところは園が選択をするような形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

説明書の右上に※印で「例には長与町内の施設を記載しております。」ってことで、①があやめと上長与、②の方がフレンドって例で挙げてますけども、これ以外には無いってことですか、長与では。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

①②につきましては、あやめ幼稚園、上長与こども園、②がフレンド幼稚園、③は（保育園）と言いますのが認可保育所、町内で言えば9か所ございます。それと上長与こども園の2号、3号、ここに書いてあるものが長与町内にある対象施設です。当然、

長与町の子どもが町外のこういった保育施設に通われる場合にも無償化の対象となって、長与町が給付をするという形になってまいります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

長与以外の幼稚園に通われている児童ってやっぱりおられるのかなと思うんですけども、例えば百合幼稚園とかくみ北幼稚園。まずそっちに通われている幼児がいるのかどうかっていうのと、その幼稚園が1号なのか2号なのかってことをお教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在、新制度に移行していない幼稚園が7園ほどございます。フレンド幼稚園と町外の6園に長与の子どもが今通っているような状況でございます。今言った6園っていうのは新制度に移行していない幼稚園でございまして、当然新制度に移行した幼稚園も1つか、2つかありますね。毎年移行する、しないっていうアンケートがあって、年々新制度に移行してる幼稚園の方が今増えているような状況となっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

①の方が1号認定となってるんですけども、一番下の方に保育所、認定こども園のところの例で各保育園9つと上長与子ども園、括弧して2、3号ってしてるんですけど、①が1号認定で、2、3号の認定というのはどういう基準か、そこんところお願いします。1号、2号、3号、分かりやすくですね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1号認定が教育認定と言いまして幼稚園教育の部分になります。2号、3号と言いますのが保育認定で、保育所と同様の入所要件となっております。2号と3号の違いは年齢の違いで、2号が3歳以上、3号がゼロから2歳児ということになっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと早口で書ききらんだったんですけども、その他の保育サービス。これが認可

外なんでしょうけども、森の何とかっていう施設を言いましたね、何て言われましたか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

はい、「もりのほいくえん」と言いまして、全部平仮名です。のぞみの杜が運営をされている企業主導型保育施設になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

いよいよ来月から始まるわけで、もう何日か後にはもう始まるわけなんですね。したがって大体人数が確定をしておるんじゃないかなと思うんですけども、赤丸の1、2、3ですね、それぞれ例をあやめ幼稚園、上長与1号、フレンドが真ん中で、下の方に2、3号でそれぞれこう書いてありますけども、もうぶっこみでいいですから、1号が何人、2号が何人、3号が何人という人数をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

堤主任。

○主任（堤圭一郎君）

9月1日現在の人数、概算にはなるんですけども、1号の人数が376人。2番の新制度に移行してない幼稚園に関しましては、今まだ申請書を今集めてる最中ございまして、今現在が何名か分からないんですけども、例年どおりでございましたら大体200名前後になってくるかなと思います。3番、3号認定に関しましては住民税非課税世帯が対象になりまして、そこまでの数字は拾えてないんですけども、3歳以上児の2号に関しましては9月1日現在で646人。非課税ゼロ歳から2歳児の非課税世帯に関しましては28名、概算になります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

③がありますよね。この各保育園9か所、それから上長与の2号、3号書いてありますよね。これそれぞれ何人ぐらいですかという、分かればですね。9か所はもう全体でプラスしていいですから。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたらの整理の上、答弁をしてもらいましょうか。記録に残すためにお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

先程総数で言われたと思うんですけど、それが含めてなのかっていうことがまず質疑でしたので、再度になると思いますが、答弁お願いしたいと思います。

堤主任。

○主任（堤圭一郎君）

2号の人数の646人につきましては、長与町内の9か所の保育園と上長与こども園、そして町外に通っている2号の子どもの人数も含めております。3号につきましては非課税世帯が28名。28名に関しましても長与町内の9保育所と上長与こども園、それと町外の3号の非課税世帯、こちらも含めた人数となっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私の理解不足で質問することになるかと思うんですけども、前の幼稚園枠に当たる部分で、満3歳から5歳児までのお子さんは基本的に無償化ということで書いてあるんですけども、③の方ですね、以前の保育所関係に当たる部分は、ここは3歳児から5歳児というふうに書かれてありまして。私の理解では1号認定については3歳になったとしても3歳だからということで無償化にはならず、3歳の誕生日が来て次の4月から開始するという理解で間違いなのか。そして保育園についてはもう3歳になってたら該当するのか。私も理解できてないので、もしそうだとすると同じ3歳児なのに、園によって対象、対象外から発生するのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

堤主任。

○主任（堤圭一郎君）

幼稚園部分に通っております1号に当たる児童と、新制度に移行していない幼稚園の児童に関しましては、満3歳になった日から利用料が無償の対象となります。3番の保育園、認定こども園の保育所部分に通ってる児童に関しましては、4月1日時点の年齢が3歳。ですので満3歳からという翌年の4月1日から利用料が無償の対象となります。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解をいたしました。それから住民向けのパンフレットの記載でちょっと気になったのが、ここの①の部分の利用料の2つ目の丸のところですね。ここのところで送迎とか、

食材料費について保護者の負担となりますと書かれてあるんですが、そして②の方は、給食費や通園費等は無償化の対象外です。だからここは素人考えだとどっちかに統一した方が良かったのかなと、なんか言い回しが逆の方から言い回してるけど言うことは同じなので、ちょっと住民の方が読んだときにあれと。何か意図があったのかですね、ちょっと表現をこうしなければならなかったものなのか、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

御指摘のとおり2つ言い回しが違いますけれども、要するに両方とも保護者の負担ということです。いろんな国の通達とか、いろんなパンフレットから引っ張ってきたときに、こちらのミスでこういう表記になっておりますけれども、同じことでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

長与町ではフレンド幼稚園は新制度に移行してないってことになると思うんですけど、これは2万5,700円までが無償ということで、手出しが幾らかありますよってことになると思うんですけども、このフレンド幼稚園も新制度に移行するということは今後あるのかというのと、そういう条件みたいなものがあるのかっていうのを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

新制度に移行するかどうかの意向調査ってのを毎年させていただいております。今のところフレンド幼稚園は新制度に移行するつもりは無いということで回答を毎年いただいているような状況です。国としましては、この子ども子育て支援法に則った新制度に移行した保育園、幼稚園に全てがなることを国の方は望んでいると思うんですけども、なかなか全ての園が移行していないというのが状況でございます。基準につきましては、今のところこういった基準というのは特にございません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

移行しないメリットみたいなのがフレンド幼稚園にはあるってことかなって思うんですけども、何か新制度に移行するための障害みたいなものがあるんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程全く基準がありませんと申しましたけれども、この新制度に移行した施設が特定教育保育施設ってということで町の条例にもございますけれども、あの基準条例をクリアしないといけないということになっております。ただ幼稚園も既に基準が定めてあって、ほぼ同等の基準になっておりますので、基準は同じですよっていうことを申し上げたわけなんですけども、この特定教育保育施設になることによって一定町の関与が出てまいります。いろんな指導をする権限を町が持つような形になっております。今はもう全ての園の裁量で、例えば定員を上回って申し込みがあった場合、全ての園の裁量で選定基準というのを設けることができるわけなんですけども、一定町が関与することになりますと、例えば選定基準をあらかじめきちんと住民に示してくださいよとか、いろんな保護者からの相談が入ってきたりとか、指導をする権限というのが町の方に一定あるということでございます。今はもう園の方針という形でいろんな運営ができていているような状況となっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

幼稚園の方なんですけども、預かり保育利用料のところ、共働き世帯でこの預かり保育を利用するときには、月額1万1,300円まで無償となりますということなんですけど、これは2人、3人、4人と例えば預けて、その分はもう子ども掛ける何歳ということになるんでしょうか。それともその世帯に応じてということになるんでしょうか。そして時間的には、例えば、預かり保育で幼稚園だと土曜日とかなると思うんですけど、その時間帯もそういう関係があるのか、日数だけなのかちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まずは1人当たり上限が1万1,300円ということで、お2人いる場合は掛け2、3人いる場合は掛け3という形になってまいります。それからこの預かり料の設定って言いますのが、町が関与しているところではなくって、各園が料金も定めております。開所時間についても、同様に園の方が決めております。ですから例えばですけど、あやめ幼稚園ですと朝は7時半から夕方は18時半まで、土曜日は7時半から17時まで。それから上長与は朝7時から夕方は19時まで開所をしております。料金の設定にしても1時間幾らって決めてる所と、1回幾らって決めてる所、もしくは月に幾らという形で、各園によって預かり保育料の設定というのがもう全く違ってるような状況でございます。それで対象となるのがひと月当たり1万1,300円、それから1日当たりの上限が450円と決めておりますので、例えばひと月に月曜日から土曜日まで預かり保育をお願いして、450円掛けるの25日が上限というような形になってまいります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今この8月号に載ってるということで、あるいは各所帯に郵送したとかいう話が出たわけですけども、園を通してすると思いますので、まだ知らないとか言うことはなくても、そういう手続きについてはスムーズにいったるということですかね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

表面の①から③までのところで無償化に伴う申請が必要だと青枠で囲ってあるところですね。ここの部分につきましては、各園の方から申請書が役場の方に今届いているような状況であるんですけども、裏側のその他の保育サービスについて、認可外保育施設に通われてるのではないかと思われる方に御案内は個別にさせていただいておりますが、今のところ個人からの申請はあっていないような状況です。ただ通っているのか、通っていないのかもちょっと本人でないと分からないものですから、通ってるのではないかなと思われる方にはお送りをさせていただいているような状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあ、この申請をずっと年から年中途切れなく受け付けていると。期限をつけるんじゃないかってやってるということでもいいわけですかね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

申請は9月末ということではなくて、今後今から保育園、幼稚園に入所される方もいらっしゃると思いますので、当然、随時受付という形になっています。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

申請が必要な方々がいらっちゃって、今、個別に通知を出されてるというふうに思うんですが、例えばこれ10月から始まりますけれども、11月ぐらいにああ申請をすれば良かったということで気付いて、11月や12月に申請をしたとした場合に、その無償化分というのは申請をしたあとから適用になるのか。それとも10月に遡ってになるのか、この辺りってどういう取り扱いになるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在、国の通知等におきましてはQ&A等を見ます限りでは、申請をしたあとから、認定を受けたあとからという表記がございます。ですから10月から無償化になりたいということであれば9月中に申し込みをしてくださいということになってこようかと思えます。あと全ての世帯に御案内等はしてるんですね。あとは確かに言われるよう気付いているか、気付いていないかというところだとは思いますが、あと園に通われてる方は園からも声掛けをしていただいています。ですから一番心配な所が認可外施設というところなんですけど、認可外保育施設につきましても、県の方から対象施設になる部分は本人に案内をするように通知は出してるというのを見ておりますので、園に通われてる方、施設を利用されてる方には、何らかのアクションが必ず行っているものと判断をしているところです。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の答弁であれば県から行ってるということでお聞きした訳ですけども、町の方からそういう施設というかね。こういう制度でできますよということの案内は、町の方はしてないということになるわけですかね、今のところは。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町の方から施設の方に送っておりますけど、個人宛てにお送りをさせていただいております。個人宛てに全て案内の発送をしております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

僕が聞いたのは、施設に対して初めの答弁で県の方から行ってるということだった。だから町の方から施設にしてるのかどうかちょっと疑問があったから。個人には行ってるということですけど、町の担当の方からもう一度やってるのかどうかっていうのをちょっとお聞きします。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町内にその認可外保育園というのが、もりのほいくえんしかございません。もりのほいくえんも企業主導型保育ということで、町に申請ではなくって財団法人に直接申

請という形になっておりまして、町を経由しないということで企業の方には送っておりません。ただ、認可外保育施設の中に含まれてる病児保育ですとか、一時預かり保育等につきましては通知を送らせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この無償化については御存知のように国策で、国の制度として発足するわけなので、当然その財源が、今総務で予算書の議論していただいているだろうというふうに思うんですけども、若干聞く場がないのでお尋ねしますが、この国の負担というのは事務費から何から、この幼稚園、保育所の無償化のものを含めた国の補助の範囲って言うか、どこまで出すのか。もう全部出すんですよと。全部と言ってもよう分かんいですね。だからそういう明細的なものが何か分かりますか。補助金は当然出します。当然市町村の事務費が掛かるわけですよ。あるいは備品を購入するような、もう一切合切この無償化に伴う財源は全部国がみますよと、そういう理解をしとっていいんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

はい、事務費につきましては今年度と来年度の分が全て国庫負担という形に、国が負担をするということになっております。基準額が設けておりますけれども、基準額の範囲内で今、長与町の方は申請をしているような状況でございます。システム改修であるとか、申請に係る、手続きに係る事務費は全て今、国庫負担という形になっております。超過勤務手当につきましても全額国庫負担ということで、今年度と来年度につきましては、人件費の方も国の方が手当てをしていただいているような状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これはもう県は、全く負担はゼロという理解をしとっていいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

はい、事務費につきましては県費負担はございません。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうしますと町の持ち出しというのはもう当然全額国ですからほとんどないと、こう

いう理解をして確認をしていいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今年度と来年度につきましては、事務費に関しては町の持ち出しはございません。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程からも今年と来年分という表現が2回出てまいりましたが、再来年は何か出てくるということなんですか。今後、これはもう1、2年で終わるわけじゃないわけでしょうからね。ずっと行くわけですね。だから、来年、再来年からの負担というのは、どういうのが想定されるんですか。町の負担がね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在事務費として対象となっておりますのが、先程も申しました超過勤務手当ですとか、今お配りをしましたリーフレットの作成代ですとか、あと郵便料、それから申請書等の印刷製本費等が今現在掛かっている事務費となっております。ですから3年目以降になりますと申請書の印刷代ですとか、事務費についてはわずかなものかなと思います。ただ、申請を受けて事務量っていうのが職員の方も若干増えておりますので、その超勤の部分というのが町の持ち出しになってこようかというふうには考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

あと2点だけ考え方を、副食が対象外ですね、これは最初からそういうことになつてくるようなんですけども。県内で先般来から各市町の副食費の補助、新聞紙上にも載っておるようなんですけども、その辺りの実態なり、あるいはそのいろいろ県が関わって何か調整をするようなそういう会議があっているのか。あるいはもうあくまでも単独単独の独自で何町か新聞にも載っておったようで、今日私持って来てないんですけどもね。そういう実態は把握をされておられますか。それと町としては、その副食費については若干今後、状況を見て負担をせないかんのじゃないかなとか、そういう議論というのは何ら全くないのか、少しはあっているのか、そういう状況をお知らせをください。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

県内の副食費の助成状況につきましてですけれども、県内で5市が副食費について助

成をするような方向性で今動いているようでございます。ただ、この副食費の実費負担っていう金額の設定について各園で副食費の金額を決めるというふうになっておりまして、上限を4,500円という形で設けまして5市に関しては助成をするような方向で動いております。そしてまた国の規定どおりという所が長与町も含めて12市町、あと第2子について4,500円を限度に助成をしますっていう所も2市2町あるようでございます。ですから各園がまず副食費を設定をして、例えば4,500円の所もあれば、5,000円の所もあると。それはもう市町ではなくて各園が設定をするっていうことで決まっております。長与町の方でも県内に副食費を助成する所があるっていうことを伺いまして、どのくらい副食費の助成をするのか算定等もしまして、いろいろ検討を重ねたところではございますけれども、本町としましては、ちょうど昨年いろんなアンケート調査等も取りましたところ、住民ニーズの高い部分であったりとか、長与町としての優先順位の高いところからの助成を先に始めようということで、今回、副食費に限っては国の規定どおり、今までに比べると第3子以降は無償でございましたけれども、低所得世帯の360万未満の世帯のところまでが助成ができるっていうふうにもなっていましたので、また低所得世帯も一定救われてるなっていうところも確認をしましたので、国の規定どおりで副食費はやっというふうにごうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今まではですよ。保育所の場合は町の方で割り振りが若干ですね、各園の調整等も聞きながらされておるんじゃないかなというふうに思うんですけども、幼稚園の場合はもう園ごとのことだろうというふうに思うんですね。町は関わりはしなかった。ただ、教育委員会からこども政策課の方に幼稚園の職務が2、3年前から代わりましたように、今幼稚園、保育所含めて、こども政策課で仕事をしておられるわけなんですけども、今度、幼稚園は言いますように、町と一緒にしておっても割り振り部分には何ら口を挟む余地は無かったと思うんですけども、今後無償化に伴って先程フレンド幼稚園の2万5,700円。これ限度で補助すると、ところがそっちの方に希望はないよだということになればいろいろ問題があるんじゃないかなと思うんですが、幼稚園の場合は従来どおりなんら割り振りについては関わりは無いということで理解をしいいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育所につきましては、割り振りを町の方でしなさいというのが児童福祉法の中に定めてありますけれども、委員御存じのとおり幼稚園に関しては町の関与がなされないということで、それはこれからも変わらないというふうに思っております。あと住民の動向を見ますと、幼稚園を選定される時、保護者の方は保育園のいろんな建学の精神

であったりとか、いろんな園をかなり見て回られて決められてらっしゃるところが多いようでございます。保育料に関しては確かに2万5,700円という限度がありますけれども、それ以外に例えばプールであったりとか、英語の教育であったりとか、各園によって取り組まれてる学習というのも違いますし、負担っていうのも各幼稚園でこんなに違うんだっていうのを今回幾つか調べさせていただいて分かってきたところなんですけれども、金額っていうよりも教育の内容によって保護者は決めてらっしゃるんだなっていうのを今つくづく思っているような状況です。ですから今後も幼稚園に関しましては保護者が行きたい所を選んで行っていただく。保育園に関しては調整機能が町の方でございますので、今までどおり町の方で調整をさせていただきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

質疑を行いますので副委員長と交代します。

○委員（竹中悟委員）

それでは職務を交代します。質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

同僚議員の一般質問でも言われてたと思うんですが、この制度が始まったら預けようって言う人が増えるんじゃないかということで、概ねそういったことはあまり想定が無いと。ただ私が思ったのが、長与町内今も働いてらっしゃる方が多いので、保育園や幼稚園でも預かり保育を併用して預けてる方がいると思うんですね。保育園と幼稚園に預けている大体比率、町内の子どもですね。3歳児以上で構いませんのでその点と、あともう1つは、昔で言えば2年保育、3年保育っていうことで、親が例えば働いてなくて家庭で保育をしていて、3歳になったから幼稚園に預けようっていうときがきますよね。これは親が仕事してる、してない関わらず教育という面で幼稚園に通わせると思うんですが、今の現状としてほとんどが3年保育、年少からもしくはそれ以上通わせてる保護者の方も多と思うんですが、ここでもし増えるなら今までは家で見ていた2年保育でもういいだろうと、そういう保育料の面もあってですね。これに伴って例えばその3歳になってるけど家庭保育をしている子どもが町内いないのかどうか、その辺ははっきりした数字は結構ですが、そのような現状を教えていただきたいと思います。

○委員（竹中悟委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今年の4月1日現在で各子どもがどこの園に所属をしているのかなっていうのを調査した分があるんですけども、3歳以上の子どもに限っていいということだったので3歳以上を申し上げます。2号、3号保育園に通ってる子どもが636名でございました。そして1号幼稚園に通ってる子どもが534名でございました。それから3歳児の人数が383名いたんですけども、4月1日の時点で363名の子どもが、町が把握をし

ている認可保育園、あるいは幼稚園に通っていらっしゃいました。ここの差が20名ほどいたんですけども、分かる範囲で調べましたら附属幼稚園であったりとか、あるいは障害児発達支援事業に毎日通っているお子さんであったりとか、そういう子どもがいらっしゃるの、多分3歳児クラスに関しましても、1桁ぐらいしか所属してない子どもというのはないんだということが把握できております。ですから今後3歳以上が無償化になったということで、新しく入っても1桁ぐらいなのかなと判断しております。

○委員（竹中悟委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。時代が変わってほとんどがもう3年保育ないしは保育園とか、そういった形で子どもを預けてらっしゃるという現状が分かったんですけど、そうしましたらこの制度に伴って、結局今の現状ではそんな増えるということはないと思うんですけど、私がもう1つ思うのが預かり保育ですね。例えばお仕事をされてなかったり、家で介護をされて幼稚園に預けていると。でもお金が掛かるからできるだけ自分で見ていうところがもしかしてあるかもしれないんですけど、その預かり保育のところを概算って言うか想定ですけど増えるんじゃないかって。今現状として預かり保育を利用してるのか、利用してないというのは町で把握できてるのかどうか分かりますでしょうか。

○委員（竹中悟委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

預かり保育に関してなんですけれども、町は町単独で補助を既にしていたところなんです。県内で恐らく長崎市と長与町の1市1町ではないかなと思いますけれども、既に預かり保育の助成をしたということで人数の把握はできております。今、昨年度で仕事を理由に預かり保育をされていた方が71名ということで試算をしております。

○委員（竹中悟委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

無償化のお知らせというこの表の左側のその他の保育サービスのところの言葉で、丸印があって中間に※がありますよね。「ただし以上の要件を満たしている」。これ、以上っていうのは上の方のことを言ってるわけですかね、この以上っていうのは。以下なのか、以上なのか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

すいません。失念をしておりました。以下の要件を満たしていることが必要ということでございます。失礼いたしました。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

はじめの方で堤委員がおっしゃられたとこなんですけども、幼稚園だと3歳になったタイミングで無償化の対象になるということで、ちょっと調べてたんですけども、2歳の段階で例えばあやめ幼稚園とかは受け入れられてないでしょう。それはそれとして、上長与こども園というのは保育園部分もあるから小さい頃から行って3歳になったタイミングで1号の方に認定されて無償になるとか、そういう感じになるのかなというところですね。あともう1つはやっぱり保育園に通ってる方は、例えば4月生まれの子は3歳になっても次の年までは有料ということになると、そういう認識でよろしいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、おおよそ松林委員が言われたとおりの認識になってまいります。上長与が今言われたように1号の子どもと2号の子どもがいらっしゃるというところで、教育で入っているのか、保育で入っているのかというところで、同じ3歳の子どもであってもスタートが違います。1号で入ってる子どもはいわゆる2歳、年少々クラスで入っても無償化になります。ただ2号で、保育で入ってる2歳児クラスの子どもは無償化の対象とはなりません。あくまでも教育で入った子どもだけが満3歳から無償。ただし預かり保育に関しては3歳の誕生を迎えた翌年度からになりますので、預かり保育については2歳児の年少少は非課税世帯しか無償化の対象にはならないと。このスタート地点がちょっとばらばらになっておりまして一番混乱をきたしているような状況です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今現在その3歳から5歳児までがそのように無償化になって、そしてまた今一番言われているのが、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯だけなので、今、待機児童問題などもありますから、例えばお母さん達が働きたくても働けないで子どもを預ける所がなかなか無いと。そんな中やはり住民税の非課税世帯しか無償にならないと。それ以外の方たちは対象外になるわけですね。その辺りやっぱり矛盾が生じてくるんじゃないかなと思うんですよね。受けられる人と受けられない人のはざまがやっぱりそこに出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが。そのようなお母さんたちから、そののとこ

ろのどういうふうになるのかっていうような相談事とかいうのはあってるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、安部委員が言われたような御相談等は今のところで役場の方にはあってございません。ゼロから2歳までは非課税世帯が無償化の対象ですということで皆さん納得をされているという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で所管事務調査を終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

所管事務調査お疲れさまでした。幼保無償化について認識が深まったんじゃないかと思っております。委員会といたしましては本日で最終日ということになります。委員長報告については、私が作成しまして一任をさせていただきたいと思っております。なお、皆様におかれましては、最終日20日、本会議9時半からということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員会審査、所管事務調査、お疲れさまでした。

これで産業厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会 10時37分）